

「長崎市子育て住まいづくり支援費補助金」

長崎市では、安心して子どもを生き育てることができる環境づくり及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯又は新たに3世代で同居若しくは近居するために、中古住宅を取得する方又は住宅を改修する方に対し、最大40万円補助します。



<p>申請できる方 (補助対象者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子世帯又は新たに3世代で同居若しくは近居するために、市内に中古住宅を取得又は住宅を改修する方で市税の滞納がない方。
<p>補助対象 (補助対象住宅及び補助対象工事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 改修工事は、市内に本社がある法人又は市内に住所がある個人の施工業者が施工するもの。 ● 多子世帯については、中古住宅(居住面積が60㎡以上)の取得及び改修又は中古住宅取得後の改修工事であること。 ● 令和7年3月10日(月)までに工事完了及び工事代金の支払が終了したことを報告できること(完了実績報告書提出)。 ● 住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内でないこと。 <p>※補助金の交付決定前に、工事請負契約、工事着手、売買契約(住宅取得)を行った場合は補助対象となりません。</p>
<p>用語の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子世帯…満18歳未満の子が3人以上(妊娠中を含む)の世帯又は満18歳未満の子が2人で3人目を希望する世帯。 ● 子育て世帯…小学生以下の子ども(妊娠中を含む)がいる子育て中の世帯。 ● 子育て希望世帯…既婚の夫婦(婚姻予定がある場合を含む)の年齢の合計が申請時点で80歳以下の将来子育てを希望している世帯。 ● 3世代…子育て世帯を含む3つ以上の世代又は子育て希望世帯を含む2つ以上の世代。 ● 同居…市内において同一住宅に居住すること。 ● 近居…市内において同一中学校区又は隣接する小学校区内に居住すること。 ● 中古住宅…既に建設されたものであり、新築住宅(新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことがないもの。(建設工事完了から1年を経過したものを除く。))以外の住宅で、補助を受ける者及びその3親等以内の者の所有でない住宅。
<p>補助金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象経費の5分の1以内(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。 ● 補助金の限度額は次のとおりとする。(詳細は裏面) ・ 多子世帯の中古住宅取得及び取得に伴う改修工事に係る経費 <u>40万円</u> ・ 子育て世帯の中古住宅取得及び住宅改修工事に係る経費 <u>40万円</u> ・ 子育て希望世帯の中古住宅取得及び住宅改修工事に係る経費 <u>20万円</u>

※補助対象・補助限度額・問合せ先等は裏面に記載。

補助対象と対象限度額

区分	補助限度額	対象（※全て補助金交付決定後）
多子世帯	40万円	<ul style="list-style-type: none">●中古住宅の取得（居住面積が60㎡以上）●中古住宅の取得及び改修工事●当該年の4月1日以降に取得した中古住宅の改修工事
子育て世帯	40万円	<ul style="list-style-type: none">●新たに3世代同居・近居するための中古住宅の取得●新たに3世代同居・近居するための中古住宅の取得及び改修工事●新たに3世代同居・近居するための自宅の改修工事
子育て希望世帯	20万円	

補助金に関する問い合わせ

長崎市 住宅政策室 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号長崎市役所18階 TEL:095-829-1189	
申請書類	<ul style="list-style-type: none">●長崎市住宅政策室及び、各地域センター窓口等で配布。●市ホームページからも、ダウンロードすることができます。
申請書提出・問合せ先	<ul style="list-style-type: none">●受付場所 長崎市住宅政策室 ※地域センター等では詳細の説明及び申請受付は出来ません。●受付時間 9:00～17:00
申請書提出期限・その他	受付期間：令和7年1月31日（金）まで ※ただし、 <u>予算が無くなり次第終了</u> となります。